

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月31日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第11号

墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

墨田区特別区税条例（昭和39年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第38条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第5条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第5条の4第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。